

# 国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 勝訴を勝ち取ろう！

**判決**

**12月4日(金) 15:00(大阪地裁202号)**

## 11月15日 学習・討論会 ～裁判の争点について～

■ 日 時:11月15日(日) 13:30～16:30(13:15開場)

■ 場 所:ドーンセンター 5階 大会議室2

京阪「天満橋」、Osaka Metro谷町線「天満橋」①番出入口から東へ約350m

■ 参加費:500円(大学生以下、避難者200円)

※できるだけメールかfaxで事前申込みをお願いします。

mihama@jca.apc.org fax:06-6367-6581

国相手の大飯原発3・4号の運転差止を求める裁判は、提訴以来8年半を経て、12月4日に判決が出ます。最大の争点は、地震動の過小評価の問題です。地震規模について、国の審査ガイドでは、地震データの「ばらつき」を考慮するよう求めています(末尾の囲み参照)。しかし国は、データの平均値(経験式)で決めているだけです。

ところが、裁判長の指摘で、国は「ばらつき」を考慮せざるを得なくなりました。すると今度は、現行では考慮されている「不確かさ」(短周期の地震動1.5倍)を無視し、基準地震動は現行よりも小さくなると言い出しています。基準地震動が大きくなれば、機器が壊れる可能性があるため、これをなんとか避けようとしているのです。しかしこれは、裁判長の指摘に反します。

大飯原発だけでなく、老朽美浜原発や全国の原発で、国は「ばらつき」を無視しています。勝訴すれば、全原発の耐震性見直しに波及します。この裁判は、そのような普遍的意義をもっています。11月15日の学習・討論会で、裁判の争点や意義について議論しましょう。

12月4日は大阪地裁へ！(傍聴券の抽選時間、判決当日の行動については、詳細が決まり次第お知らせします。)

### 裁判の最大の争点 地震規模の「ばらつき」考慮

	地震規模の「ばらつき」	「ばらつき」と「不確かさ」	基準地震動の評価 (現行：856ガル)
原告の主張	考慮すべき	両方を考慮すべき	1,150ガル
国の主張	考慮する必要なし	重ねて考慮する必要なし	812ガル
裁判長の 発言・指摘	・「ばらつき」の考慮は、福島原発事故後に国のガイドに新たに加わり重要 ・国は「ばらつき」を考慮した場合の評価を示すべき		

#### ◆原子力規制委員会の審査ガイドでは、「ばらつき」を考慮するよう定めている◆

1.3.2.3 震源特性パラメータの設定 (下線は引用者)

(2)・・・その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年(2013年)6月 原子力規制委員会)

おい原発止めよう裁判の会 連絡先(美浜の会気付)

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

2020.10.15